**１．留意事項**

　　　返納届が必要な場合

　　　・許可を受けたすべての麻薬小売業者が、他の麻薬小売業者に麻薬を譲り渡さないこととしたとき。

　　　・許可を受けたすべての麻薬小売業者の免許が効力を失ったとき。

　　　・麻薬小売業者間譲渡許可書の再交付を受けた後に、亡失した麻薬小売業者間譲渡許可書を発見したとき。

　　　※麻薬小売業者間譲渡許可の有効期間が満了した場合には、返納の必要はありません。

**２．記載上の注意**

（１）「許可年月日」欄には、麻薬小売業者間譲渡許可の許可年月日を記載してください。

（２）「許可番号」欄には、麻薬小売業者間譲渡許可の許可番号を記載してください。

（３）「返納の事由」欄には、具体的な理由を記載してください。

（４）届出者の「住所・氏名」欄には、個人の場合は現住所・個人名を記載し、法人の場合は登記された本社の所在地・法人の名称・代表者の氏名を記載してください。

（５）届出者の欄が不足する場合は、別紙（別紙様式５）を使用してください。なお、届け出るすべての麻薬小売業者が１枚の用紙に記載する必要はなく、１枚に１件の麻薬小売業者のみ記載したものをとりまとめて提出しても差し支えありません。その場合、空欄には、斜線を引いてください。

**３．必要書類**

（１）許可を受けたすべての麻薬小売業者の麻薬小売業者間譲渡許可書

**４．提出方法等**

（１）提出方法

　　　　麻薬小売業者間譲渡許可を受けた麻薬小売業者のうち、任意の者がとりまとめ、代表して提出してください。また、とりまとめて提出する担当者の氏名・電話番号等を「連絡先」欄に記載してください。

（２）提出先

　　　　代表して提出する麻薬小売業者の業務所の所在地を所管する窓口に提出してください。

（３）提出部数

　　　　正本：１部

　　　　副本：許可を受けている麻薬小売業者の数と同じ部数

　　　　※例えば、５件の麻薬小売業者をグループとして許可を受けている場合は、

　　　　　「正本１部」と「副本５部」を提出してください。

　　　　　なお、副本とは、申請書のコピー（白黒で可）のことです。